

# 宮崎市屋外広告物条例ならびに施行規則改正内容

## (点検義務の明文化と、点検報告書の様式変更および点検時期について)

| 条例 (改正後)   | 施行規則 (改正後)  |
|--|---|
| <p>(点検義務)</p> <p>第16条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者は、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、<u>規則で定める広告物等</u>については、この限りでない。</p> <p>2 <u>規則で定める広告物等</u>についての前項本文の規定による点検は、<u>規則で定める資格等</u>を有する者に行わせなければならない。</p> <p>3 この条例の規定による許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者で、第1項本文の規定による点検を行ったものは、当該許可の更新の申請を行うときに、当該点検の結果を市長に報告しなければならない。</p> | <p>(条例第16条の2第1項ただし書及び第22条第1項ただし書並びに第16条の2第2項及び第22条第2項の規則で定める広告物等)</p> <p>第21条の2 <u>条例第16条の2第1項ただし書</u>及び第22条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札類、広告旗、立看板類その他の簡易な広告物等とする。</p> <p>2 <u>条例第16条の2第2項</u>及び第22条第2項の規則で定める広告物等は、堅固な広告物等とする。</p> <p>(点検者及び管理者の資格等)</p> <p>第21条の3 <u>条例第16条の2第2項</u>及び第22条第2項の規則で定める資格等を有する者は次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p> <p>(2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の1級建築士又は同条第3項の2級建築士の資格を有する者</p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第19条 条例第14条第3項の規定により許可を受けようとする者は、許可期間の満了の日前10日までに屋外広告物許可申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、申請に係る広告物等が簡易な広告物等であって、市長がその必要がないと認めたときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) 広告物等の現況のカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。)</p> <p>(2) <u>屋外広告物安全点検報告書</u>(様式第6号)</p> <p>(3) 表示場所又は設置場所が自己の所有又は管理に属さない場所の場合は、当該表示場所又は設置場所の所有者又は管理者の承諾があったことを証する書類</p> <p><u>2 前項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、提出する日前3月以内に実施した点検の結果に基づき作成されたものでなければならない。</u></p> |